

議案第49号

令和8年度豊橋市一般会計補正予算（第2号） 補足資料

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の
一時中止費用について（補足資料）

令和8年6月

豊橋市文化・スポーツ部

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の一時中止費用について（補足資料）

1.これまでの経過

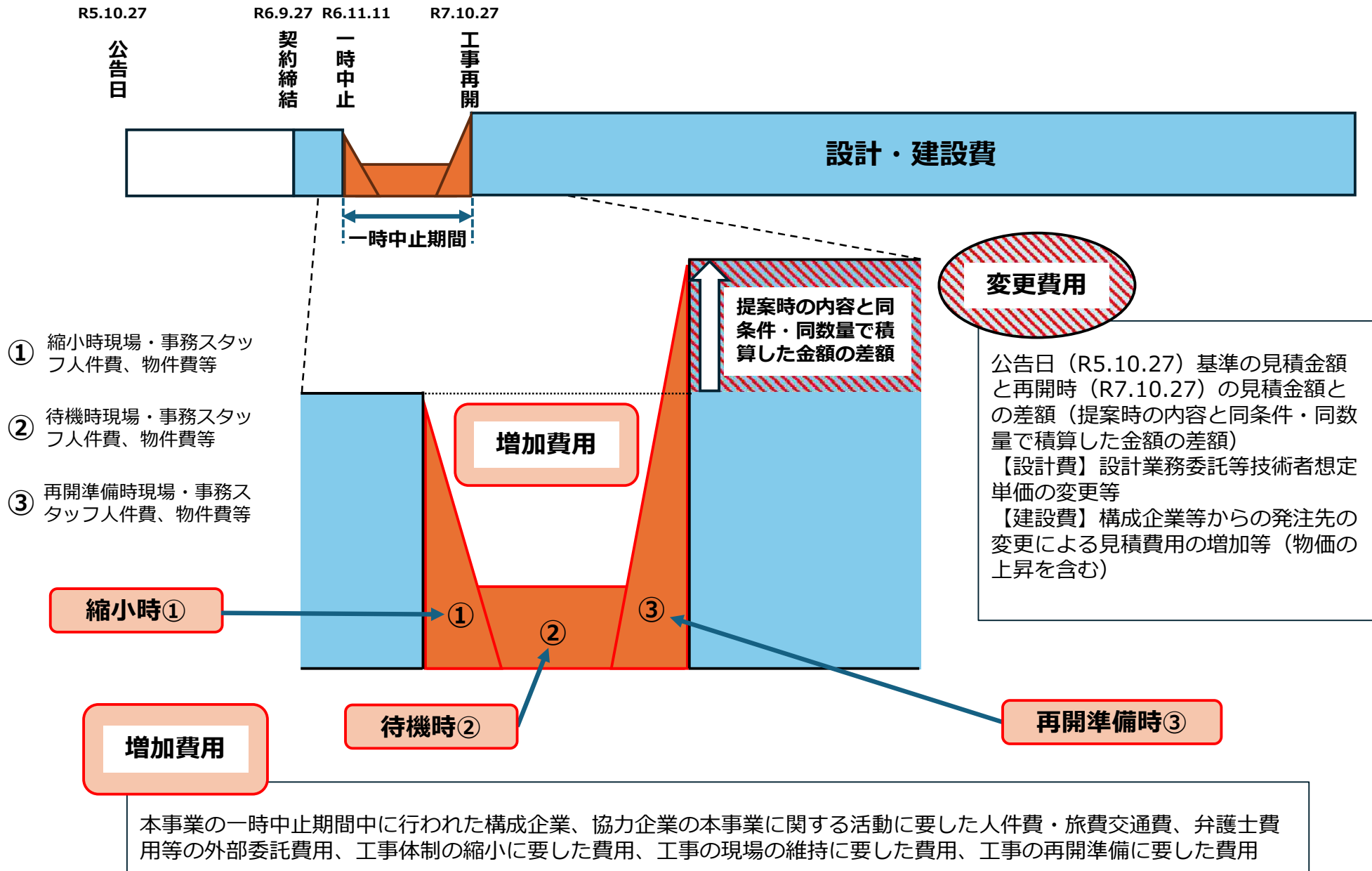
| | |
|------------------|--|
| 令和 5 年 10 月 27 日 | 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業 入札公告 |
| 令和 6 年 9 月 27 日 | 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業 特定事業契約の締結 |
| 令和 6 年 11 月 11 日 | 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の工事の一時中止について（通知） |
| 令和 6 年 11 月 21 日 | 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の特定事業契約の解除の申し入れについて（通知） |
| 令和 7 年 7 月 20 日 | 「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う住民投票 |
| 令和 7 年 7 月 22 日 | 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業特定事業契約の解除の申し入れの取り下げ、及び全ての業務の一時中止の解除について |
| 令和 7 年 10 月 6 日 | 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業 特定事業契約書変更契約の締結 |
| 令和 7 年 10 月 27 日 | 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業 工事再開 |
| 令和 8 年 5 月 22 日 | 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業特定事業契約書変更契約に基づく合意書 |

2.費用の概要

| | 増加費用 | 変更費用 |
|-----------------------------|---|--|
| R7.10.6 付け 変更契約書で の定義 | 本事業の一時中止に起因して、本事業の実施に関して事業者（豊橋ネ クストパーク株式会社）に発生した増加費用及び損害に伴う費用 | 本事業の一時中止に起因した設計・建設費の変更による必要な費用 |
| | 特定事業契約第 49 条（工事の中止）第 3 項に基づき、市が負担する | |
| 金額（税込） | 260,166,021 円 | 3,795,542,802 円 |
| 算定の考え方 | 本事業の一時中止期間中に行われた構成企業、協力企業の本事業に 関する活動に要した人件費・旅費交通費、弁護士費用等の外部委託 費用、工事体制の縮小に要した費用、工事の現場の維持に要した費 用、工事の再開準備に要した費用 | 公告日（R5.10.27）基準の見積金額と再開時（R7.10.27）の見積金額との差額 （提案時の内容と同条件・同数量で積算した金額の差額） 【設計費】 設計業務委託等技術者想定単価の変更等 【建設費】 構成企業等からの発注先の変更による見積費用の増加等（物価の上昇 を含む） |
| 支払方法 | 一括払い | 市と事業者が合意した設計・建設期間中の期日までに、出来高に応じて支払い（た だし、市と事業者が合意した場合、この限りではない） |

3.予算案

| | 増加費用 | 変更費用 |
|------|----------|-------------|
| 予算案 | 歳出補正予算措置 | 債務負担行為の追加設定 |
| 財源内訳 | 一般財源 | 地方債及び一般財源 |





多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業
特定事業契約書変更契約

豊橋市（以下「市」という。）及び豊橋ネクストパーク株式会社（以下「事業者」という。）は、令和6年9月27日に契約締結した多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業特定事業契約書（以下「原契約」という。）について、次の通り変更契約（以下「本件変更契約」とい、変更後の原契約を「本件契約」という。）を締結する。

なお、本件変更契約で特段の定義なしに用いられる用語は、原契約において使用される用語と同様の意味を有するものとする。

第1条（原契約の変更）

原契約を別紙添付の内容に変更する（変更箇所は別紙見え消し部分及び二重下線部分）。

第2条（変更の効力発生）

- 1 本件変更契約による原契約の変更は、本件変更契約の締結をもって効力を発生するものとする。
- 2 本件変更契約による原契約の変更は、原契約に基づき既に行われた行為の効力を妨げるものではない。
- 3 本件変更契約の合意事項は、いずれも本件契約の一部を構成する。

第3条（市による本事業の一時中止に伴う費用の負担）

- 1 市の事業者宛令和6年11月11日付通知書（6豊多整第80号）及び令和6年11月21日付通知書（6豊多整第83号）に基づく本事業の一時中止指示により本事業が一時中止したこと（以下「本事業の一時中止」という。）に起因して、本事業の実施に関して事業者が発生した増加費用及び損害に伴う費用（以下「本件増加費用」という。）並びに本事業の一時中止に起因した設計・建設費の変更による必要な費用（以下「本件変更費用」という。）は、本件契約第49条第3項に基づき、市が負担する。
- 2 市及び事業者は、本件増加費用及び本件変更費用について、本件契約第57条は適用しないことを確認する。

第4条（本件増加費用の取扱い）

- 1 本件契約第52条第3項に基づき、市と事業者は本件増加費用の取扱いにつき誠実に協議を行い、当該金額について令和7年度中に合意書を作成する。但し、市と事業者が合意した場合は合意書の作成時期を別途定めるものとする。なお、次項及び第5条第2項における予算措置の時期並びに第5条第1項、同第3項及び第6条における合意書の作成時期についても同様の取扱いとする。
- 2 前項の合意書が作成された場合、市による本件増加費用の負担は、サービス購入料の増額

によらず、市が令和7年度中に速やかに予算措置を行った上、市及び事業者が合意した期日までに一括払いする方法による。但し、市と事業者が別途合意した場合には、市は本件増加費用を設計・建設期間中に限り、分割して支払うことができる。

第5条（本件変更費用の取扱い）

- 1 本件契約第52条第3項に基づき、市と事業者は本件変更費用の取扱いにつき誠実に協議を行い、当該金額について令和7年度中に合意書を作成する。
- 2 前項の合意書が作成された場合、市による本件変更費用の負担は、サービス購入料の変更により、市が令和7年度中に速やかに予算措置を行った上、市及び事業者が合意した設計・建設期間中の期日までに本件変更費用の出来高に応じて支払いする方法による。但し、市と事業者が別途合意した場合には、市は本件変更費用を設計・建設期間中に限り、一括払いすることができる。
- 3 前2項に基づき市が本件変更費用を負担する場合、本件契約第53条の適用における本件変更費用の取扱いについて、市及び事業者は誠実に協議を行い、当該事項について令和7年度中に合意書を作成する。

第6条（サービス購入料の支払方法）

市及び事業者は、原契約において支払対象としていたサービス購入料A及びBの本件契約別紙6第3項(4)に基づく配分内容や支払期間、回数決定は、本事業の一時中止及び本件変更契約に基づく原契約の変更も考慮の上、市と事業者は誠実に協議を行い、当該事項について令和7年度中に合意書を作成する。

第7条（本件契約解除時の取扱い）

本件契約第109条第1項、同第110条第2項及び同第3項が適用される場合において、本件契約の解除時に、本件増加費用及び本件変更費用の全部又は一部が未払いである場合には、当該各条項の適用において設計・建設費に当該未払い額を加算する。

第8条（要求水準書等）

- 1 市及び事業者は、本件契約第3条第2項の趣旨に従い、要求水準書、入札説明書等及び事業提案書並びに本事業にかかる個別対話結果は、本件変更契約に基づく原契約の変更を踏まえて解釈されることに合意する。
- 2 前項に基づく解釈に疑義が生じた場合には、市及び事業者は、本件変更契約の趣旨を踏まえて誠実に協議してこれを解決する。

第9条（合意未成立時等の処理）

- 1 第4条第1項、第5条第1項、同第3項及び第6条に基づく合意書の作成につき、市が合理的な理由なく協議を行わず若しくは合意を拒否する等の理由により当該合意書のい

れかが同条項の定める期限までに締結されなかった場合、又は、合意書に従った予算措置を行わない等、合理的な理由なく市が第4条第2項に基づく本件増加費用又は第5条第2項に基づく本件変更費用を支払わなかった場合、事業者は市に通知することにより本件契約を解除することができる。

- 2 前項に基づき本件契約の解除が行われた場合、当該解除は事業者の責に帰すべき事由によらないものとみなし、本件契約第104条に基づき、事業者は、市に対し、事業者が生じた損害賠償を請求することができる。

第10条（準拠法・管轄裁判所）

- 1 本件変更契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。
- 2 本件変更契約に関連して発生したすべての紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（疑義に関する協議）

本件変更契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本件変更契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議してこれを解決する。

（以下余白）

本件変更契約締結の証として、本書2通を作成し、市及び事業者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年10月6日

市

愛知県豊橋市今橋町1番地

豊橋市長 長坂 尚登



事業者

愛知県豊橋市花田一番町177番地

豊橋ネクストパーク株式

代表取締役 平出 和



多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業
 特定事業契約書変更契約に基づく合意書作成時期に関する合意書

豊橋市（以下「市」という。）及び豊橋ネクストパーク株式会社（以下「事業者」という。）は、令和7年10月6日付「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業特定事業契約書変更契約」（以下「変更契約」という。）第4条第1項に基づき、以下の通り、合意する。なお、本合意書で特段の定義なしに用いられる用語は、変更契約において使用される用語と同様の意味を有するものとする。

第1条（合意書の作成時期）

市及び事業者は、変更契約第4条第1項に基づき、合意書の作成時期を令和8年6月30日までとする。なお、変更契約第4条第2項及び第5条第2項における予算措置の時期並びに第5条第1項、同第3項及び第6条における合意書の作成時期についても同様の取扱いとする。

令和8年3月12日

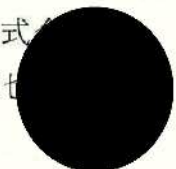
市

愛知県豊橋市今橋町1番地
 豊橋市長 長坂 尚登



事業者

愛知県豊橋市花田一番町177番地
 豊橋ネクストパーク株式会社
 代表取締役 平出 和也



多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業特定事業契約書 変更契約に基づく合意書

豊橋市（以下「市」という。）及び豊橋ネクストパーク株式会社（以下「事業者」という。）は、令和7年10月6日に契約締結した多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業特定事業契約書変更契約（以下「変更契約」という。）に基づき、以下のとおり合意書を作成する。なお、本合意書で特段の定義なしに用いられる用語は、変更契約において使用される用語と同様の意味を有するものとする。

第1条（本件増加費用の取扱い）

- 1 市及び事業者は、変更契約第4条第1項に定める本件増加費用の金額が金260,166,021円であることを相互に確認する。
- 2 市は、事業者に対し、前項に定める金員を、市における必要な手続きを経たうえで支払うものとする。なお、振込手数料は市の負担とする。
- 3 事業者は、市に対し、本件増加費用に関する請求書を送付し、市は請求書の受領後、請求日（適正な請求書を市が受理した日）から30日以内に、事業者に対して一括支払いを行うものとする。

第2条（本件変更費用の取扱い）

- 1 市及び事業者は、変更契約第5条第1項に定める本件変更費用の金額が金3,795,542,802円であることを相互に確認する。
- 2 市及び事業者は、前項に定める金員について、本件契約に関する変更協議を行い、本件契約の変更を経たうえで、市は支払うものとする。
- 3 市による本件変更費用の負担は、市及び事業者が合意した設計・建設期間中の期日までに本件変更費用の出来高に応じて支払いする方法による。但し、市と事業者が別途合意した場合には、この限りでない。

第3条（変更契約第5条第3項における本件変更費用の取扱い）

- 1 市及び事業者は、変更契約第5条第3項における本件契約第53条の適用に関し、本件変更費用の算出に当たっては本件契約第53条第2項を適用しないことを確認する。
- 2 本合意の成立以降、本件契約第53条第3項及び第4項における「令和5年10月以降」は「令和7年10月27日以降」と読み替えるものとする。

第4条（サービス購入料の支払方法）

市及び事業者は、本件契約において支払対象としていたサービス購入料A及びBの本件契約別紙6第3項(4)に基づく配分内容や支払期間、回数の決定において、本件変更費用を含め、本件契約に関する変更協議を行い、本件契約を変更することを確認する。

第5条（請求の放棄）

事業者は、本件増加費用及び本件変更費用を除き、本件一時中止したことに起因して発生した事業者の増加費用及び損害に伴う費用並びに設計・建設費の変更による必要な費用に関し、請求原因の如何に関わらず一切の請求権を放棄する。

第6条（完全合意）

本合意書は、本件増加費用及び本件変更費用に関する事業者と市との間の完全な合意を示すものであり、本件契約及び変更契約を除き、本合意書締結までに当事者間でなされた書面、口頭又は黙示的になされたあらゆる合意はその効力を失う。

第7条（準拠法・管轄裁判所）

- 1 本合意書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。
- 2 本合意書に関連して発生した全ての紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

なお、市及び事業者は、本合意の内容については、第1条第1項に記載の金額に係る豊橋市議会の予算の議決及び第2条第1項に記載の金額に係る豊橋市議会の債務負担行為の議決を取得した日に本合意として成立することを確認する。

令和8年5月22日

市

愛知県豊橋市今橋町1番地

豊橋市長 長坂 尚登



事業者

愛知県豊橋市花田一番町177番地

豊橋ネクストパーク株式会社

代表取締役 平出 和也

